

「令和7年度成長志向企業の経営力向上支援業務」に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本業務では、地域ぐるみで地元中小企業の人的資本経営を推進する体制「下関の人事部」の構築に向けた実証事業に取り組むことで、「人」をビジネスのキーとする組織文化（「人的資本経営」）を醸成し、浸透を図ることを目指すものである。

当該業務の専門性や特殊性を考慮し最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たすものから提案書の提出を受け、当該提案書の審査を行い候補者を選定するため、参加資格などの必要事項を定める。

## 2. 業務概要

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務名  | 令和7年度成長志向企業の経営力向上支援業務 |
| (2) 業務場所 | 下関市内                  |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで |
| (4) 業務内容 | 別紙1仕様書のとおり            |

## 3. 予算

見積り限度額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4. スケジュール（予定）

- |                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和7年6月3日（火）                       |
| (2) 参加申込書の提出期限   | 令和7年6月10日（火）正午まで                  |
| (3) 参加資格審査結果通知   | 令和7年6月12日（木）までに通知                 |
| (4) 質問の受付期間      | 令和7年6月3日（火）から<br>令和7年6月17日（火）正午まで |
| (5) 質問に対する回答期限   | 令和7年6月19日（木）17時まで                 |
| (6) 提案書提出期限      | 令和7年6月26日（木）正午まで                  |
| (7) 選考結果通知       | 令和7年7月7日（月）中に通知                   |
- ※プレゼンテーションは行わず、書面審査による実施とする。

## 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しないこと。

- (2) 企画提案書の提出期限において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない）しない者であること。
- (5) 本業務において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 10 項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者でない場合にあつては、事業許可が必要な業務を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。または、上記事業者と連携して業務を実施すること。
- (6) 過去 3 年の間に、公共団体（独立行政法人を含む）の依頼により、地域経営支援機関同士の連携体制の構築を通じた中小企業等の人材活用支援に係る同種・類似業務の実績を有すること。

## 6. 参加申込手続

本業務に関して参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 業務実績調書（様式 2）

「5 参加資格（6）」で示す業務実績について契約書、発注書等の写しなど実績が分かる資料を添付すること。

ウ 直近の財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

エ 登記事項証明書の写し

※共同事業体を結成している場合は、共同企業体協定書の写しを提出すること

### (2) 提出先・方法

下関市産業振興部産業振興課に、提出書類すべてを電子メールで提出すること。（E-mail: sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）

※参加申込書（様式第 1 号）については、必要事項を記入し PDF 化すること

### (3) 提出期限

令和7年6月10日（火）正午必着

(4) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年6月12日（木）までに通知する。

参加申込書を提出したにもかかわらず参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年6月13日（金）正午までに電話で産業振興課に確認すること。

イ 通知方法

電子メールにて通知

ウ その他

審査の結果、参加承認を受けた事業者は質問及び企画提案書による提案ができる。

審査の結果については、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて下関市に説明を求めることができるものとする。

## 7. 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別添「質問書（様式3）」

イ 受付期間 令和7年6月3日（火）から  
令和7年6月17日（火）正午まで

ウ 提出先 下関市産業振興部産業振興課

エ 提出方法 電子メール

(E-mail : sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(2) 回答

ア 回答方法 プロポーザル参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日 令和7年6月19日（木）17時まで随時

ウ 注意事項

- ・競争性の確保に影響するおそれがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しない。
- ・個別案件に係る質問や簡易な質問については質問者のみに回答する場合がある。

## 8. 提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式） 正本1部、副本1部

イ 見積書（任意様式） 1部

※積算根拠となる業務ごとの単価等を記載すること

(2) 提出期限

令和7年6月26日（木）正午必着

(3) 提出先

〒750-0006 山口県下関市南部町21番19号（下関商工会館4階）  
下関市産業振興部産業振興課

(4) 提出方法 郵送及び電子メール

(E-mail : sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

提出の際、本市は1通あたり10MBを超えるメールは受信できないことから、サイズが大きくなる場合は分割して送ること。

(5) 提案書の作成方法

ア 企画提案書は1社について1案とする。

イ 企画提案書の記載内容

記載内容は自由であるが、次の内容について記載すること。

①記載概要

別紙1仕様書の内容及び別紙5評価基準に示す内容に沿ったものとし、分かりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

②業務体制表

本業務を実施する上での業務体制表を記載すること。

③スケジュール

本業務に係るスケジュールを具体的に記載すること。

④その他の提案

仕様書で示した事項以外に独自の提案があれば記載すること。

⑤留意事項

- ・正本の表紙に提出年月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載すること。また、副本の表紙には提出年月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。
- ・正本の表紙を除き、提案者の商号または名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

## 9. 審査方法

(1) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、

評価基準に基づき評価を行う。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングや、追加説明等を求める場合がある。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「4.(1)①プラットフォーム構築」の項目の評価が高い者を候補者として選定する。

エ 企画提案者が1者のみであっても、審査を実施する。

オ 上記にかかわらず、総合点の平均が60点未満の場合には候補者として選定しない。

## 10. 選定結果について

選定結果は、全ての企画提案者に選定結果通知書（様式4）により通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市のホームページ（しごと・事業者>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋（上下水道局を除く）>プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

## 11. 締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結することとする。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと。

## 12. 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情

報は非開示とする場合がある。

また、プロポーザルにおいて公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、プロポーザル実施後に開示するものとする。

### 13. その他

#### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の訂正、差し替えは、下関市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 以下のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合

(5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合においても、本プロポーザルを実施する。

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 今後、下関市が本事業の2年目以降の事業を実施する場合、本プロポーザルにより選定した受託事業者と随意契約する場合がある。

#### 1 4. 提出・問い合わせ先

下関市産業振興部産業振興課（担当：村上）

〒750-0006 山口県下関市南部町2 1 番 1 9 号（下関商工会館4階）

電話：083-231-1220 FAX：083-235-0910

電子メール：sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

#### 1 5. 施行期間

本要領は、令和7年6月3日から施行し、本業務の契約締結をもってその効力を失う。